

大学共同利用機関法人人間文化研究機構本部事務局が実施する電子入札に係る官職基準

〔平成17年4月1日〕
機 構 長 決 裁

平成17年10月1日改正

平成20年8月26日改正

平成23年11月16日改正

(趣 旨)

第1条 大学共同利用機関法人人間文化研究機構本部事務局において使用する電子入札システム官職証明書に関する事項については、この基準の定めるところによる。

(官職証明書)

第2条 この基準において「官職証明書」とは、電子入札システムの使用に必要とするもの及び同システムで作成する文書等が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(官職証明書の申請)

第3条 官職証明書は、政府共用認証局が発行するものとする。なお、申請等に当たっては「政府認証基盤（GPKI）証明書申請の手引き」に従い行うものとする。

(官職証明書の作成権限を有する者)

第4条 官職証明書の作成権限を有する者は、機構長とする。

(官職証明書の名義)

第5条 官職証明書の名義は、次のとおりとする。

- 1 機 構 長 (契 約 担 当)
- 2 施 設 課 長 (執 行 担 当 ・ 登 録 担 当)
- 3 財 務 係 長 (立 会 担 当)

なお各担当者が、都合により電子入札において権原を行使できないときは、機構の会計規程等に定める範囲内において他の者に代行させることができる。

(官職証明書の管守)

第6条

- 1 官職証明書を適切に管守する者（以下「官職証明書管守責任者」という）を置くものとする。
- 2 官職証明書管守責任者は、施設課長とし、官職証明書が適切に使用されるように官

職証明書を管理し、及び官職証明書が使用されない場合は、それを確実な保管設備に格納し、厳重に保管しなければならない。

3 官職証明書管守責任者がその職務を執行出来ない場合には、別の者に委任することが出来るものとする。

(官職証明書の使用等)

第7条 官職証明書の使用を必要とする場合は、官職証明書管守責任者に使用を請求するものとする。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月24日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年11月16日から施行し、平成23年10月1日から適用する。